厚生分科会追加資料 令和6年2月28日 障がい福祉課

# 障がい者相談支援等事業(2月補正予算)の内容について

#### 1 事業概要

(1) 事業目的

障がい児者やその保護者、介護者から福祉に関する様々な問題についての相談に応じ、情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うもの

- (2) 事業の始期
  - 平成18年度
- (3) 事業の根拠

障害者総合支援法(第77条第1項第3号)の規定に基づく地域生活支援事業の市町村必須事業

- (4) 事業の内容
  - ア 相談支援事業:サービス利用のための情報提供、相談、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利 擁護のための援助、専門機関の紹介などを行う。
  - イ 基幹相談支援センター等機能強化事業:専門的な職員(社会福祉士、精神 保健福祉士)を配置し、相談支援の機能強化を図る。
  - ウ 住宅入居等支援事業:賃貸住宅等への入居に必要な調整等に係る支援
  - エ 障害児等療育支援事業:在宅の障害児(者)の地域における生活を支える ための支援
- (5) 財源

国 1/2以内、県 1/4

ただし、今回の過年度分の消費税相当額の部分については、追加で補助金を 交付しない旨、国および県に確認した。

### 2 課税事業であることが判明した経緯

令和5年7月4日 加藤厚生労働大臣記者会見の際の記者からの質問で全国で も同様の事態が発生していることが発覚

> 「障害者相談支援事業(当該事業)と、一般相談支援事業 及び特定相談支援事業の取り扱いについて必ずしも明確でな かったということがこうした取り扱いの背景にあるのではな いかと認識している。」と言及

令和5年10月4日 上記報道を受け、こども家庭庁・厚生労働省から都道府県 および市町村所管部局宛事務連絡送付

- ・社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったこと から、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、 誤って非課税として取り扱っていたことによるものと考え られる。
- ・障害者相談支援事業については、社会福祉事業には該当しない(消費税非課税事業には該当しない。)。

以降、国(厚生労働省・国税庁)への内容確認の照会、受託者である3法人や 税務署との調整、顧問弁護士の確認を踏まえ、2月補正予算編成において、2月 市議会定例会への予算提案の意思決定となった。

## 3 補正理由と内容

- (1) 令和5年度分 委託料(委託料にかかる消費税額)
- (2) 過年度分 補償・補填及び賠償金

(委託料にかかる消費税額および受託者が申告・納税後に発生する延滞税相当額)

令和5年10月4日付け事務連絡において、税務上の取扱いについては、所轄の税務署に照会するよう記載されており、所轄の秋田南・秋田北両税務署に確認したところ、過去5年に遡り申告の必要があるとされたことから、委託者が負担すべき消費税に加え、当該年度に委託料にかかる消費税申告をしていた場合に加算されなかった延滞税を市が負担すべきと判断したもの

### 4 今後の対応予定

(1) 令和5年度分

委託契約期間(令和5年4月1日~令和6年3月31日)に委託料を変更する変更契約を締結する。

(2) 過年度分

過年度委託契約の消費税額支払いに係る協定書を締結し、市から受託者(3 法人)に対し、消費税額を支払う。

法人が申告・納税し、発生する延滞税額確定後、延滞税に係る協定書を締結 し、受託者(3法人)に対し、延滞税相当額を支払う。

(3) 令和6年度以降

本議会に提案している令和6年度当初予算案には、消費税額を含む予算を計 上しており、予算成立後は、消費税課税事業として契約する。

### 5 再発予防策

今後は、改めて関係法令の確認を徹底し、正確な情報の把握に努める。